

[事案 2020-266] 転換契約無効請求

・令和3年7月16日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容を誤信して転換したことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年5月に契約した養老保険を、令和元年9月に生活習慣病入院保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効としてほしい。

- (1) 募集人に対して、転換前契約に、がんに対する保障を上乗せする見直しを希望したにもかかわらず、転換させられた。
- (2) 募集人から、転換することにより、本契約の養老保険部分の満期年齢が65歳から75歳に延びることについて説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換前契約は、がんに対する保障を付加することはできない商品である。
- (2) 保険料を低く抑えるために、養老保険部分の満期が75歳になることは口頭および書面上で説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約内容を誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。